

イーブルなごや広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イーブルなごやの指定管理者が所管する財産に、民間企業等の広告を掲載（掲出等を含む。以下同じ。）する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げる財産のうち、指定管理者が、その性質、配布対象等を考慮のうえ、広告の掲載（以下「広告掲載」という。）が可能であると認めるものをいう。

- (1) 指定管理者が発行する印刷物（以下「印刷物」という。）
- (2) 指定管理者が所管するウェブサイト
- (3) その他指定管理者が別に定めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行うことができない。

(1) 広告の内容に係る範囲

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- エ 青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの
- オ 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- カ 宗教性のあるもの
- キ 社会問題についての主義主張をするもの
- ク 個人等の名刺広告
- ケ 他をひぼう、中傷等するもの
- コ その他広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なうもの

(2) 業務又は事業者に係る範囲

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- イ 風俗営業類似の業種
- ウ 消費者金融
- エ たばこ
- オ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- カ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- キ 占い、運勢判断に関するもの
- ク 興信所・探偵事務所等
- ケ 債権取立て、示談引受けなどをうたつたもの
- コ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- サ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
 - シ 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
 - ス 各種法令に違反しているもの
 - セ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) その他広告掲載がふさわしくないと指定管理者が認めるもの
- 2 前項の規定については、広告がリンクしているウェブサイトの内容（ただし、直接リンクするページ内に限る。以下同じ。）についても適用する。

（広告の規格等）

第4条 広告の規格については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) ウェブサイト 広告はバナー広告とし、原則として次のとおりとする。
 - ア 大きさ トップページ下 縦60ピクセル 横120ピクセル
中ページ 縦60ピクセル 横180ピクセル
 - イ 形式 JPEGもしくはGIFもしくはPNG（アニメーションは不可）
 - ウ データ容量 10キロバイト以下
 - エ 名古屋市ウェブサイト運営ガイドライン及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドラインに定められた事項を遵守すること。
 - (2) その他の広告媒体 指定管理者がそれぞれ別に定める。
- 2 広告の配置等については、市民が広告であることを明確に判断できるよう掲載するとともに、その旨を記載するものとする。

（広告掲載料等）

第5条 広告掲載料、枠数及び掲載期間は、指定管理者が定める。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、指定管理者が募集要領を定めて行う。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載を希望する者（広告の取次ぎを営業とする者（以下「広告代理業者」という。）を含む。以下「広告掲載希望者」という。）は、前条の募集要領に定める手続きにより申込みを行う。ただし、第3条第1項第2号に掲げる業務を行う者は申込みを行うことができないものとする。

（広告掲載の決定等）

- 第8条 指定管理者が別に定めるところにより、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、印刷物については名古屋市の広告審査委員会の承認を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、広告掲載希望者に対し第1項の決定内容を様式第1号により通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第9条 広告の原稿は、広告掲載の通知を受けた者（以下「廣告主」という。）の責任及び負担において作成し、指定された期日までに指定管理者へ提出しなければならない。

2 広告主のうち、広告代理業者が他の者（以下「廣告依頼者」という。）に係る広告を掲載しようとする場合は、指定管理者を通じ名古屋市の廣告審査委員会の承認を受けなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 广告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を指定する期日までに指定管理者に納付する。

(広告内容の変更)

第11条 広告の内容、デザイン又は広告がリンクしているウェブサイトの内容（以下「廣告の内容等」という。）が、第3条第1項各号に該当していると認められる場合には、指定管理者は速やかに期日を定め、廣告主に対しその廣告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた廣告主は、指定された期日までに廣告の内容等を改善した廣告の原稿を、指定管理者へ提出しなければならない。

(広告掲載の取止め)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、廣告主に対し事前に通知したうえで、当該廣告掲載を取止めるとともに、廣告掲載の決定の取消又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに廣告掲載料の納付が行われない場合
- (2) 指定した期日までに廣告の原稿の提出が行われない場合
- (3) 前条の規定によつても、廣告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他廣告掲載が不適当であると判断したとき

2 前項の規定により廣告掲載を取止めた場合であつても、既に納付済みの廣告掲載料の返還は行わない。

3 指定管理者は、印刷物についての廣告掲載の取止めの可否の決定に際し、必要に応じて名古屋市の廣告審査委員会の開催を申し出ることができる。

(広告掲載の取下げ)

第13条 广告主は、自己の都合により廣告掲載を取下げができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷契約締結後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、廣告掲載の取下げを希望する廣告主は、書面にて、速やかに指定管理者に申し出るものとする。

3 第1項の規定により廣告主が廣告掲載を取下げた場合であつても、既に納付済みの廣告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

- 第14条 広告主の責に帰さない理由により、1ヵ月を超える期間連續して広告掲載ができなくなった場合は、納付済みの広告掲載料の一部を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を停止した日から起算して1ヵ月を超えた日の属する月から、広告掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。
 - 3 前項の場合の広告掲載の再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連續した場合をいうものとする。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、広告の内容等当該広告に関する一切の責任を負う。
- 2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
 - 4 広告主は、第8条第2項の規定により通知を受けた広告掲載に関する権利を第三者に譲渡してはならない。

(協議)

- 第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、指定管理者と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

- 第17条 その他広告掲載につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から実施する。